

令和5年度 小規模企業施策

第211回国会（常会）提出

令和5年度において講じようとする小規模企業施策

第1章 厳しい経営環境を克服するための資金繰り支援・

価格転嫁対策 454

第1節	事業継続の後押し	454
第2節	取引環境の改善	455

第2章 成長分野等への挑戦に向けた投資の促進 456

第1節	事業再構築の後押し	456
第2節	生産性向上・技術力の強化	456
第3節	グリーン化・デジタル化への対応の促進	458

第3章 創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進 462

第1節	創業支援	462
第2節	事業承継・引継ぎ・再生等の支援	464

第4章 地域課題解決に向けた取組への支援の拡充等 466

第1節	強靭な地域経済と小規模事業者の持続的発展支援	466
-----	------------------------	-----

第5章 伴走支援・人材確保支援をはじめとする事業環境変化対策

..... 469

第1節	人材・雇用対策	469
第2節	経営支援体制の強化	472
第3節	経営安定対策	473
第4節	財務基盤の強化	474
第5節	人権啓発の促進	475
第6節	官公需対策	475
第7節	資金繰り支援	476



第6章 災害からの復旧・復興、強靭化 477

第1節	資金繰り支援	477
第2節	二重債務問題対策	477
第3節	工場等の復旧への支援	478
第4節	防災・減災対策	479
第5節	その他の対策	479

第7章 業種別・分野別施策 481

第1節	中小農林水産関連企業対策	481
第2節	中小運輸業対策	483
第3節	中小建設・不動産業対策	484
第4節	生活衛生関係営業対策	485

第8章 その他の中小企業施策 485

第1節	環境・エネルギー対策	485
第2節	知的財産活動の促進	488
第3節	標準化の促進	491
第4節	調査・広報の推進その他の施策	491

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、
また、今後変更される場合もあることに注意されたい。



第1章 厳しい経営環境を克服するための資金繰り支援・価格転嫁対策

第1節 事業継続の後押し

1. 株式会社日本政策金融公庫による資金繰り支援【財政投融資】【令和4年度2次補正予算：663億円の内数】

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、株式会社日本政策金融公庫において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナ対策資本性劣後ローン」等を引き続き実施する。

2. 民間金融機関を通じた資金繰り支援(信用保証制度)

引き続き信用補完制度により、以下の措置を講ずる。

①取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に信用保証協会が通常の保証枠とは別枠を措置、

②自然災害等の影響により経営の安定に支障を生じた中小企業者に対しセーフティネット保証4号を措置するとともに、引き続き、東日本大震災により被害を受けた中小企業者を対象とした保証制度（東日本大震災復興緊急保証）を措置する。

③加えて、新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高等の影響により引き続き厳しい状況にある中小企業者へ、積み上がった債務の返済負担への対応や、事業再構築などの前向きな取組の促進などの資金繰り支援として、金融機関による継続的な伴走支援等を受けることを条件に信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げるコロナ借換保証を措置し、

④併せて、経営サポート会議や認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した再生計画等に基づき、中小企業者が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を支援する経営改善サポート保証について、新型コロナウイルス感染症の影響で特に経営状況の苦しい中小企業者に対して、据置期間を5年に延長した上で、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる措置を実施。

⑤これらの資金繰り支援に加えて信用保証協会の利用者又は利用を予定している創業（予定）者、経営改善や事業再生、生産性向上に取り組もうとする者に対して、信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を引き続き実施する。

3. LPガス等価格高騰対策（小規模事業者持続化補助金の加点措置）【令和4年度補正予算：2,000億円の内数】

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援する中で、ウクライナ情勢や原油価格の上昇等の影響を受けている小規模事業者等については加点による優先採択を実施。

4. 中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業【令和5年度当初予算：2.0億円】

中小企業のサイバーセキュリティ対策を強化するため、サイバー脅威の机上演習（経営者向け）や自社の情報資産のリスク分析（担当者向け）を専門家が伴走して行うとともに、中小企業

のセキュリティ対策機器と事後支援がセットになった「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の普及に向けた制度の運用を行う。

5. 中小企業等事業再構築促進事業【令和4年度補正予算：5,800億円】

中小企業等の事業再構築を支援する「中小企業等事業再構築促進事業」について、新型コロナウイルス感染症や物価高等により依然として業況が厳しい事業者への支援として「物価高騰対策・回復再生応援枠」を措置することに加え、産業構造の変化等により事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者への支援として「産業構造転換枠」、海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靭化及び地域産業の活性化に取り組む事業者（製造業）への支援として「サプライチェーン強靭化枠」、成長分野への事業再構築を支援するべく売上高減少要件を撤廃した「成長枠」を新設するなど、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援する。

6. 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症対応特例）【令和5年度当初予算：41.6億円の内数】

両立支援等助成金の育児休業等支援コースにおいては、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をする労働者が利用できる特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た事業主に対して支給する。

また、両立支援等助成金の介護離職防止支援コースにおいては、新型コロナウイルス感染症への対応として、法定の介護休業とは別に家族の介護が必要な労働者が利用できる有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて周知し、当該休暇を取得させた中小企業事業主に対して支給する。

7. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援【令和5年度当初予算：3.9億円】

新型コロナウイルス感染症に感染する不安やストレスを抱える妊娠中の女性労働者の雇用の安定を図るため、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、当該休暇制度を取得させた事業主に対し、引き続き助成を行う。

第2節 取引環境の改善

1. 中小企業取引対策事業／取引適正化対策等事業【令和5年度当初予算：23.7億円の内数】

原材料価格やエネルギー価格が高騰している中、雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備するためにも、サプライチェーン全体でコスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境を整備することが重要。

2023年度においても、（1）「価格交渉促進月間」による取組、（2）下請Gメンや自主行動計画等による取組等を実施する。

（1）「価格交渉促進月間」による取組

毎年9月と3月に実施している「価格交渉促進月間」の実効性をあげるため、各月間の終了後にフォローアップ調査として、2023年度の倍となる中小企業30万社に対するアンケート調査と、

下請Gメンによるヒアリングを実施し、これらの結果を活用して、以下のような取組を実施する。

- ①「価格転嫁率」の算出・公表
 - ②「多数の中小企業から回答のあった発注側事業者の価格交渉・価格転嫁状況のリスト」公表
 - ③交渉と転嫁の状況の芳しくない親事業者への「指導・助言」の実施
 - ④セミナー・講習会開催
- (2) 下請Gメンや自主行動計画等による取組
- ①下請Gメンを活用した取引実態の把握
 - ②下請中小企業振興法の「振興基準」の運用

2. パートナーシップ構築宣言の推進

サプライチェーン全体の共存共栄や、取引適正化を目指す「パートナーシップ構築宣言」について、宣言企業数拡大に向け、関係省庁・団体や地方自治体等を通じて周知を行うとともに、宣言の実効性向上に向けて、取組状況に関する調査や調査結果のフィードバック等に取り組む。

3. デジタル取引環境整備事業【令和5年度当初予算：4.9億円】

デジタルプラットフォーム（オンラインモール、アプリストア、デジタル広告）を利用する中小事業者等（出店事業者、デベロッパー、広告主、媒体社等）向けに、取引上の悩みや相談に専門の相談員が無料で応じる「デジタルプラットフォーム取引相談窓口」を設置するとともに、各種デジタルプラットフォームを巡る取引環境等を把握するための市場調査等を実施する。

第2章 成長分野等への挑戦に向けた投資の促進

第1節 事業再構築の後押し

1. (再掲) 中小企業等事業再構築促進事業【令和4年度補正予算：5,800億円】

第2節 生産性向上・技術力の強化

1. 中小企業生産性革命推進事業【令和4年度補正予算：2,000億円の内数】

働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など相次ぐ制度変更等に対応するため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたり中小企業の生産性向上を継続的に支援する。

具体的には、設備導入、IT導入、販路開拓、事業承継への支援を一体的かつ機動的に実施するとともに、グリーン分野への投資加速化、大胆な賃上げ、インボイスへの対応を支援する。先進事例を収集し、各種支援策とともに幅広く情報発信を行う。加えて、制度変更に係る相談対応や国内外の事業拡大等に係る専門家支援等のハンズオン支援を行う。

2. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）【令和5年度当初予算：132.8億円】

中小企業等が行う、特定ものづくり基盤技術及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援する。

3. 産業技術総合研究所における中堅・中小企業への橋渡しの取組【令和5年度当初予算：産業技術総合研究所運営費交付金 618.0 億円の内数】

産総研の技術シーズと中小企業等のニーズを橋渡しするコーディネータにより、適切な専門家を紹介し、自社だけでは研究できないテーマについては、受託研究や共同研究などを実施する。

4. 医工連携イノベーション推進事業【令和5年度当初予算：19.0 億円】

ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、開発・事業化事業において、医療機器研究開発の採択を行う予定。

また、開発資金支援だけではなく、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援として、専門家による助言（伴走コンサル）も実施し、事業化を加速させるための取組を行う。

また、2023年度より、地域の特色を活かした独自性のある拠点整備を進めるとともに事業化人材を中心とした企業等への支援を行うため、地域における医療機器開発エコシステムの構築を目的とする地域連携拠点自立化推進事業の中でより医療機器開発に特化した、「医療機器実用化支援タイプ」の採択を行う予定。

5. SBIR 制度に基づく支援

指定補助金等ではスタートアップ企業等によるイノベーションの促進に向けて、公募・執行に関する各省庁統一的な運用や、段階的に選抜しながらの連続的支援を実施する。また、新産業の創出につながる新技术開発のための特定新技術補助金等を指定するほか、支出の目標額等の方針の策定により、国の研究開発予算のスタートアップ企業等への提供拡大及び技術開発成果の事業化を図る。

6. 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

特定事業者等が、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した経営力向上計画を策定し、認定された事業者に対し、税制面や中小企業者に対する株式会社日本政策金融公庫の融資制度等の金融面の支援を講じる。また、経営力向上計画の電子申請を普及する。

7. 中小企業経営強化税制【税制】

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%）ができる措置を講じる。なお、令和5年度税制改正において、その適用期限を2年延長することとされた。

8. 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例【税制】

市町村が定める「導入促進基本計画」等に基づき認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に係る固定資産税について、新たに課税される年から3年間に限り、課税標準を2分の1とする措置を講じる。（適用期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日まで）

加えて、雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる方針を従業員に表明した場合は、令和6年3月末までに取得した設備は新たに課税される年から5年間、令和7年3月末までに取得した設備は新たに課税される年から4年間に限り、課税標準を3分の1とする。

9. 研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)【税制】

中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、試験研究費の総額に応じて税額控除を認める「中小企業技術基盤強化税制」において、試験研究費の増加割合に応じた税額控除率(12%～17%)を適用する(大企業は一般型で1%～14%)とともに、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合又は試験研究費の増加割合が12%を超える場合に控除上限を上乗せする措置を講じる。また、スタートアップとの共同研究や高度研究人材等の活用を促進するため、特別試験研究費(大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用)の額に係る税額控除制度については対象の拡大等を行う。

第3節 グリーン化・デジタル化への対応の促進

1. 地域デジタル人材育成・確保推進事業【令和5年度当初予算：15億円の内数】

DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進を支える人材を育成するため、デジタル人材育成プラットフォームにおいて、基礎的なデジタルスキルを学べる教育コンテンツを整備するとともに、企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラムや、地域企業と協働したオンライン研修プログラムを実施し、2026年度までに、地域企業のDXを進められる人材を1,300人育成することを目指す。

2. 地域DX促進環境整備事業(地域DX支援活動型)【令和5年度当初予算：15億円の内数】

地域ぐるみで企業のDXを促進するため、幅広い業種の企業に対し、産学官金が参画する支援コミュニティが行う、DX戦略策定に向けた伴走型支援やマッチング等の実施を支援する。

3. 地域DX促進環境整備事業(業種等特化型DX促進事業(地域DX支援活動型))【令和4年度補正予算：112.8億円の内数】

地域の主力産業が抱える課題に精通した産学官金の専門家による地域企業への課題分析・DX戦略策定・サイバーセキュリティ対策の伴走型支援の実施を支援する。

4. 地域DX促進環境整備事業(地域デジタルイノベーション実証型)【令和5年度当初予算：15億円の内数】

地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ、地域企業等が行う新事業創出の実証事業を支援する。

5. 地域DX促進環境整備事業(業種等特化型DX促進事業(地域デジタルイノベーション実証型))【令和4年度補正予算：112.8億円の内数】

創出される波及効果がより広範に及ぶ地域のサプライチェーン等に着目し、多数の地域企業等が連携した実証プロジェクトの創出を支援する。

6. (再掲) 中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業【令和5年度当初予算：2.0億円】

7. IT活用促進資金【財政投融資】

株式会社日本政策金融公庫による融資を引き続き実施し、令和5年度からは、設備資金のうち、無形固定資産又は繰延資産に計上される資産を資金使途とする場合であって、担保を徴しない場合、0.5%を控除する措置を新たに実施する。

8. 新規輸出1万者支援プログラム

これから輸出を考え始める人から、既に輸出をしている人まで、海外に関する全ての相談を受け、経済産業省、中小企業庁、JETRO及び中小企業基盤整備機構が一体となり、中堅・中小企業、地域企業の新規輸出の取組への支援を一気通貫で支援する。

本プログラムのポータルサイトをJETROに設置しており、ポータルサイトへの登録後、専門家が個別に現況についてカウンセリングを実施し、輸出の実現に向け、支援事業等の紹介など段階に応じて最適な方法をナビゲートする。

9. 現地ニーズ等活用促進事業【令和5年度当初予算：35.0億円の内数】

海外ビジネスに直結するニーズや最新のトレンド情報を、JETROを通じて、現地のディストリビューターやマーケティング会社等から直接入手し、これらを中小企業が扱いやすい形に加工・編集した上で即座に情報提供することで、優れた商品やサービスを持つ国内中小企業の効果的な海外市場開拓を後押しする。

10. 中小企業海外ビジネス人材育成塾【令和5年度当初予算：35.0億円の内数】

中小企業の海外ビジネス担当者を対象に、座学学習に加え、グループワークを通じた課題解決の実践や商談スキルの習得等ができるプログラムを提供する。

11. 技術協力活用型・新興国市場開拓事業【令和5年度当初予算：39.1億円】

我が国企業の新興国市場獲得支援のため、以下の事業を実施する。

- ①海外進出先での事業を担う現地人材の育成のため、日本企業による日本国内での受入研修、現地への専門家派遣、海外高等教育機関での寄附講座開設等の取組への補助を行う。
- ②海外展開等を目指す日本企業における高度外国人材の活用を進めるため、海外学生等のインターンシップ受入れ機会を提供する。
- ③中堅・中小企業等が新興国の企業・大学等と共同で進める現地の社会課題の解決のための製品・サービスの開発や現地事業創出支援等への補助を行う。

12. 安全保障貿易管理の支援【令和5年度当初予算：16.8億円の内数】

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性を向上させるため、企業の大多数を占める中小企業を対象に輸出管理の普及・啓発及び管理体制構築を支援する。中小企業等を対象とした安全保障貿易管理に係る説明会及び相談会を開催し、専門家による輸出管理体制構築支

援を行うとともに、2022年度までの間に支援した中小企業等に対してその後の運用状況の確認、アドバイス等のフォローアップ支援を実施する。

また、日本商工会議所及び商工会議所と連携し、東京・名古屋・大阪の各商工会議所に輸出管理の専門相談窓口を配置する。

1 3. 海外サプライチェーン多元化支援事業【令和4年度補正予算：116.7億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材等の日本企業による海外生産拠点の多元化や高度化に向けた設備導入等の支援を実施する。

1 4. 新輸出大国コンソーシアム【令和5年度当初予算：265.7億円の内数】

JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会、金融機関等の支援機関を結集するとともに、幅広い分野の専門家を確保し、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、事業計画の策定から販路開拓、現地での商談サポートに至るまで、総合的に支援する。

1 5. 越境EC等利活用促進事業【令和5年度当初予算：265.7億円の内数】

海外の主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本商品の販売促進を実施するとともに、自ら越境ECでの販売を目指す中堅・中小企業を支援する越境EC出品支援事業を拡大する。

1 6. Japan Innovation Bridge (J-Bridge)事業【令和5年度当初予算：266億円の内数】

JETROが運営するビジネスプラットフォーム「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」を通じて、スタートアップを含む外国企業との協業・連携による、ビジネス開発や新規事業創出を目指す日本企業を支援する。具体的には、国内外JETRO事務所とコーディネーターが連携し、有望な海外スタートアップ企業等の協業先発掘や面談アレンジ、専門的助言、各種イベント等を実施する。

1 7. 中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業【令和5年度当初予算：2.4億円】

中堅・中小企業の輸出を支援する民間事業者による新たなビジネスモデルについて、有望な事例を公募し、ECサイト構築費、プロモーション経費、商談会経費等について実証的に支援する。

1 8. 現地進出支援強化事業【令和5年度当初予算：35.0億円】

中小企業等に対して、情報提供、海外展示会や商談会等を通じた販路拡大支援、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援（プラットフォーム事業）、海外ビジネス人材の育成等、段階に応じた支援を提供し、輸出、海外進出、またそれらを発展させるまで一貫して支援する。また、中小企業等が多く進出している国の税制、執行実務、課税問題等について、セミナーやワークショップの実施等により情報提供を行うことで、海外展開を行う中小企業等の税務に係る体制整備の支援に取り組む。

1 9. JICA海外協力隊（民間連携）の活用及び帰国隊員とのマッチング【令和5年度当初予算：1,503億円の内数】

グローバルな視野や素養を備える企業が社員を育成するため JICA 海外協力隊として途上国に派遣する JICA の民間連携制度を周知し、活用を促進することで、企業の海外展開等を支援する。また、国際キャリア総合情報サイトでの求人情報等の掲載や交流会の開催等を通じて、帰国した JICA 海外協力隊員と途上国を熟知した人材の採用を希望する企業とのマッチング支援を行う。

2 0. 中小企業等の海外展開支援（中小企業製品を活用した機材供与）【令和5年度当初予算：1,634 億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業等の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業等の製品に対する認知度の向上等を図るもの。

2 1. 中堅・中小企業向け海外安全対策啓発【令和5年度当初予算：0.5 億円の内数】

世界的な水際措置の緩和に伴い国際的な人の往来が活発化する中、中堅・中小企業関係者に、「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、デジタル広告、セミナー等を通じ、テロ・誘拐対策を含む海外安全に関する情報提供・啓発を行う。対面式のセミナーや訓練も拡大し、より実践的な安全対策を身に付けられるよう支援する。また、LINE やメールマガジンに加え、更に多様な媒体を活用し海外安全情報がより多くの中堅・中小企業関係者の目に直接触れるよう努める。

2 2. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際の格付付与に必要な取引先の信用情報の提供について、日本貿易保険（以下「NEXI」という。）が代わって信用情報を取得し、その費用を負担する措置を引き続き講じる。

2 3. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

株式会社日本政策金融公庫や JETRO 等が全国で主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会等に NEXI から講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行う。説明会等では、中小企業向け商品である中小企業・農林水産業輸出代金保険を中心に、分かりやすい紹介動画や漫画冊子を活用し、引き続き貿易保険の一層の理解と普及に努める。

2 4. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXI は、2011 年 12 月に地方銀行 11 行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足。提携機関は年々拡大し、また、2016 年には信用金庫とも提携を行うことで信金ネットワークを構築。現在では、全国 110 金融機関によるネットワークを構築（2023 年 2 月現在）。引き続きネットワークを通じた海外展開支援の拡大を図る。2022 年 12 月に株式会社日本政策金融公庫および中小企業基盤整備機構と三者で構築した「海外ビジネス支援パッケージ」の推進。沖縄県貿易協会と業務協力に関する覚書の締結を通じた沖縄県企業の貿易保険利用促進。

2 5. 民間損保企業との協業による海外投資保険の提供（NEXI 再保険スキーム）

中堅・中小企業の海外展開を支援するため、貿易保険法の施行令を2019年7月に改正し、NEXIが、民間損保企業から海外投資保険の再保険を引き受けることを可能とした。大手損保企業を中心に、同年8月以降、全国の損保代理店を通じ、海外投資保険を提供。

協業先である民間損保企業と共に、本スキームに関する知名度向上のための更なる情報発信を行い、一層の利用拡大に努める。

26. 海外展開・事業再編資金【財政投融資】

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）を通じて、経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業、もしくは海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するための融資に加え、中小企業の海外子会社に対する直接融資の特例（クロスボーダーローン）による必要な融資を実施する。

27. JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業

中小企業等が有する優れた技術や製品、アイディアを用いて、途上国が抱える課題の解決と企業の海外展開、ひいては各地の地域活性化も兼ねて実現することを目指すもの。

中小企業等にとって、より使いやすい制度とするため、2022年度に制度改編をおこない、従前の「普及・実証・ビジネス化事業」に加え、「ニーズ確認調査」及び「ビジネス化実証事業」の募集を開始した。

第3章 創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進

第1節 創業支援

1. 経営者保証を徴求しない新たな創業時の信用保証制度

2023年3月より、起業・創業の促進を目的に、経営者保証を不要とする創業時の新しい信用保証制度として、スタートアップ創出促進保証制度を開始。創業者又は創業予定者等の創業資金の円滑な資金繰り支援のために、創業関連保証と併せて引き続き措置する。

2. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1／2以内又は4／5以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）、新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る。

3. 起業家教育事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村等における創業機運の醸成に資する取組として、若年層向け起業家教育の導入を推進する。

4. ローカルスタートアップ支援制度

地域の活性化を加速化し、地域から全国へとボトムアップの成長に向け、事業立ち上げの各段階に応じて支援するローカルスタートアップ支援制度を創設し、地域でのスタートアップを幅広く支援。

5. 新創業融資制度【財政投融資】

株式会社日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者や新規開業して税務申告を2期終えていない者に対し、無担保・無保証人で融資を実施する。

6. 女性、若者/シニア起業家支援資金【財政投融資】

女性や35歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、新たに事業を開始する者または、新規開業して概ね7年以内の者を対象に株式会社日本政策金融公庫が優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援する。

7. 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）【財政投融資】

株式会社日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者又は開業後概ね7年以内の者で、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施する。

8. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

株式会社日本政策金融公庫が、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行う。

9. 創業支援貸付利率特例制度【財政投融資】

新たに事業を開始する者又は新規開業後税務申告を2期終えていない者への貸付利率を引下げ、創業前・後の円滑な資金調達を支援し、創業しやすい環境の創出や創業機運の醸成を図る。

10. 経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援する。

また、都道府県に対し、2022年度に構築したシステムを用いた経営革新計画の電子申請の普及を図る。

11. オープンイノベーション促進税制【税制】

スタートアップ企業と事業会社の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業へ資本金の増加を伴う現金による出資を行う事業会社に対し、税制措置（法人税の所得控除）を講じる。また、令和5年度税制改正により、事業会社によるスタートアップ企業のM&Aを後押しする観点から、発行済株式を取得した場合にも適用可能とする拡充を行った。

1 2. 地域における創業支援体制の構築【税制】

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者等と連携して創業支援等事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく特定創業支援等事業を受けた創業者に対し、信用保証の特例、税制（登録免許税半減）等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行う。

1 3. わたしの起業応援団

2020年12月に設立した「わたしの起業応援団」において、女性起業家の支援事例や支援手法・関係省庁の施策情報の共有を行うとともに、引き続き女性起業家支援に携わる自治体等の担当者に対する研修を実施する。

また、支援を求める女性起業家のニーズに応えるべく、応援団を構成する支援機関の支援対象・支援手法を整理し、公開する。

これらにより、女性起業家の起業・創業の活性化を図っていく。

1 4. スタートアップ・エコシステムの抜本的強化【税制】

個人からスタートアップへの投資と起業を一層促進するため、令和5年度税制改正にて保有株式の譲渡益を元手に創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合に、再投資分につき上限を20億円として、株式譲渡益に課税しない制度を創設する。引き続き本税制の普及啓発を実施し、スタートアップの起業と資金供給の環境整備を図る。

第2節 事業承継・引継ぎ・再生等の支援

1. 事業承継総合支援事業【令和4年度補正予算 67億円の内数、令和5年度予算 157億円の内数】

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中 小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。また、事業承継・引継ぎの機運醸成に向けた普及啓発や、M&A 支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。

2. 後継者支援ネットワーク事業【令和5年度当初予算：2.1億円】

後継者による既存事業及び経営資源の活用を踏まえた新規事業等の企画・実行に向けた具体的な行動を引き出すため、後継者向けのピッティイベントを開催する。ピッティイベントを通じた、後継者の掘り起こし並びに後継者同士、先輩経営者とのつながり強化も図る。さらに、ピッティイベント出場者には先輩経営者等を派遣し、事業計画の磨き上げ等を実施する。

3. 中小企業活性化事業【令和5年度当初予算：157.0億円の内数】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業活性化協議会において、事業の収益性はあるが、増大する債務等により経営状況が悪化した中小企業・小規模事業者に対し、資金繰り管理や

採算管理などの早期の収益力改善、経営改善から抜本的な事業再生に向けた支援等を行うとともに、経営改善計画策定支援事業を活用し、民間専門家との連携を図ることで、同協議会がハブとなり、中小企業・小規模事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進していく。

4. 中小企業再生ファンド

事業再生に取り組む中小企業への経営支援や資金供給等を実施するため、中小企業基盤整備機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、中小企業の再生を地域内で支援する地域型ファンドや、広域的に支援する全国型ファンドの組成・活用の促進に取り組み、新型コロナウィルス感染症の影響等により高まる中小企業の再生支援のニーズに万全を期す。

5. 中小企業経営力強化支援ファンド【令和2年度第1次補正予算100億円の内数、令和2年度第2次補正予算600億円の内数および令和3年度補正予算750億円の内数】

長期化する新型コロナウィルス感染症の影響等により業況が悪化した、地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援する。具体的には、中小機構からの出資も呼び水に、官民連携の全国ファンド等を組成した上で、資本性資金の投入ときめ細やかなハンズオン支援を行うことで、経営力の強化と成長を図り、事業再構築や事業再編を促進する。

6. 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施する。

7. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制【税制】

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税 ②準備金の積立を認める措置を講じる。

8. 個人版事業承継税制【税制】

平成31年度税制改正において、「個人版事業承継税制」を創設し、2019年からの5年以内に個人事業承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象に、事業用資産に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例措置を講じる。

9. 法人版事業承継税制（特例措置）【税制】

2018年からの6年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象に、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例措置を講じる。

10. 中小企業・小規模事業者の事業再編等に係る税負担の軽減措置【税制】

M&Aにより経営資源や事業の再編・統合を通じて事業の継続・技術の伝承等を図る事業者を支援するため、中小企業等経営強化法上の認定を受けた経営力向上計画に基づいて再編・統合を行った際にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減する措置を講じる。

1 1. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法に基づき、相続人間の一定の合意により、遺留分に伴う相続紛争を防止するため、民法の特例措置を講じる。また、事業承継に伴う各種資金ニーズに対応するための金融支援措置を講じる。さらに、事業承継（M&Aを含む）に伴う株式の集約を円滑化するため、所在不明株主からの株式買取り等の手続きに必要な期間を5年から1年に短縮する会社法の特例措置を講じる。

1 2. 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。引き続き、制度への加入促進と共済金等の支給を着実に実施する。

第4章 地域課題解決に向けた取組への支援の拡充等

第1節 強靭な地域経済と小規模事業者の持続的発展支援

1. 地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業【令和5年度当初予算：3.5億円】

中小商業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助するとともに、地域に外部の専門人材を派遣し、テナントミックスの実現に向けた推進体制の構築や計画策定等を後押しするワーキングアップを実施する。2023年度においては、まちづくり人材の総合的な能力開発やコーディネート能力の強化に向けた人材育成事業を行う。

2. 中小企業連携組織支援対策推進事業【令和5年度当初予算：6.1億円】

中小企業組合を支援する専門機関の全国中小企業団体中央会等を通じて、経営革新・改善に取り組む中小企業組合等に対して、中央会指導員がサポートしつつ、その実現化に向けた取組を支援する。さらに、外国人技能実習生受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等の事業が適正に行われるよう支援を行う。

3. 面的地域価値の向上・消費創出事業【令和4年度補正予算：10.3億円】

商店街等が行う、地域資源等を活かした消費創出事業や新たな滞留・交流空間整備等を支援することで、新たな需要の取り込みと地域内経済循環の向上を図る。その際、専門家等が事業効果等を定期的に確認しながら伴走することで、地域の「稼ぐ力」の向上に繋げる。

4. 新事業創出支援事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、農商工等連携促進法に基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行う。

5. 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【令和5年度当初予算：10.7億円】

ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、地方公共団体が、小規模事業者の経営計画作成や販路開拓等を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を支援する。

6. 小規模事業対策推進等事業【令和5年度当初予算：53.9億円】

小規模事業者支援法第7条に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援する（伴走型小規模事業者支援推進事業）。また、全国商工会連合会、日本商工会議所が各地の商工会、商工会議所等と連携して行う地域産業の活性化や観光ルート開発など地域の経済活性化に向けた取組を支援する（地域力活用新事業創出支援事業）。さらに、新型コロナウイルスによる影響や働き方改革等の制度改正等による諸課題に対し、小規模事業者が円滑に対応できるよう全国団体を通じて商工会・商工会議所等が窓口相談・巡回指導や講習会等を行うための専門家派遣を行う（制度改正等の課題解決環境整備事業）。

7. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、中小企業基盤整備機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行う。

8. 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された経済活性化に関する各分野の専門家を派遣する。

9. 中心市街地経済活性化診断・サポート事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における経済活性化の取組を支援するため、中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行う。

10. 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【令和5年度当初予算：7.7億円の内数】

地域・社会課題を地域で持続的に解決していくため、地域内外の中小企業等が地域内の関係主体と連携しつつ、5地域以上で共通する課題の解決と収益性との両立を目指す取組を支援する。また、地域で持続的に課題解決を行うため、地方公共団体の課題を整理し、明確化とともに、地方公共団体と課題解決に取り組む中小企業等とのマッチング、地域・社会課題解決事業の社会的インパクト評価等を行う。

11.（再掲）ローカルスタートアップ支援制度

12. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等について、中小企業基盤整備機構が展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援する。

1 3. 販路開拓コーディネート事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業者等が新商品・新技術・新サービスについて、マーケティング企画から首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手掛けかりをつかむとともに、販路開拓の力をつけることを中小企業基盤整備機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家が支援する。

1 4. J-GoodTech【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構が、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援する。

1 5.（再掲）地域DX促進環境整備事業（地域DX支援活動型）【令和5年度当初予算：15億円の内数】

1 6.（再掲）地域DX促進環境整備事業（業種等特化型DX促進事業（地域DX支援活動型））【令和4年度補正予算：112.8億円の内数】

1 7.（再掲）地域DX促進環境整備事業（地域デジタルイノベーション実証型）【令和5年度当初予算：15億円の内数】

1 8.（再掲）地域DX促進環境整備事業（業種等特化型DX促進事業（地域デジタルイノベーション実証型））【令和4年度補正予算：112.8億円の内数】

1 9. 観光産業等生産性向上資金【財政投融資】

観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図るため、中小企業に対して株式会社日本政策金融公庫が必要な資金の貸付けを行う。

2 0. 企業活力強化資金(流通・サービス業関連)【財政投融資】

中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、株式会社日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行う。

2 1. 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融資】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、株式会社日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う。

2 2. 小規模事業者支援法による経営発達支援計画の認定

小規模事業者支援法第7条に基づき商工会・商工会議所が関係市町村と共同して、小規模事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓、その他の小規模事業者の経営の発達に資する計画を作成し、経済産業大臣が認定する。

2.3. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講じる。

2.4. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行う。

2.5. 地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援

地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）に対して、引き続き、税制措置・金融措置・規制緩和・予算措置等による支援を行う。例えば、地域の成長発展の基盤強化に特に資する地域経済牽引事業に対する法人税等の税額控除・特別償却（地域未来投資促進税制）により、地域企業の積極的な設備投資を後押しする。また、地域経済の中心的な担い手となりうる「地域未来牽引企業」に対して、引き続き、予算措置等により販路開拓や設備投資等を集中的に支援する。

2.6. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法による認定を受けた「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる不動産の取得等に対し、その不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を軽減する措置を引き続き講じる。

2.7. 地方拠点強化税制【税制】

地方における雇用創出のため、企業の本社機能（事務所、研究所、研修所）を東京23区から地方へ移転する場合や地方において拡充をする場合に、税制上の措置を引き続き講じる。具体的には、計画の認定を受けた企業のオフィス等に係る建物等の取得等について、取得価額の15%（移転型事業の場合、25%）の特別償却若しくは取得価額の4%（移転型事業の場合、7%）の税額控除の選択適用又はその地方拠点における雇用者数の増加に応じた税額控除を講じる措置、及び企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置等を引き続き講じる。

第5章 伴走支援・人材確保支援をはじめとする事業環境変化対策

第1節 人材・雇用対策

1. 中小企業・小規模事業者人材対策事業【令和5年度当初予算：8.2億円】

中小企業が、自社の経営課題解決に資する人材を確保・活用できるよう、人材確保、育成、魅力的な職場づくり等の取り組むべきポイントや関連施策等をまとめた「人材活用ガイドライン（仮称）」を活用したセミナーやマッチング等を実施する。また、関係省庁・関係機関と連携した

中小企業への同ガイドラインの活用の働きかけや、地域におけるシームレスな人材確保支援体制の構築を通じて、人材活用・人材戦略の実践を促す。

2. 中小企業連携組織支援対策推進事業【令和5年度当初予算：6.1億円】

中小企業組合を支援する専門機関の全国中小企業団体中央会等を通じて、経営革新・改善に取り組む中小企業組合等に対して、中央会指導員がサポートしつつ、その実現化に向けた取組を支援する。さらに、外国人技能実習生受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等の事業が適正に行われるよう支援を行う。

3. 中小企業基盤整備機構における人材育成事業【中小企業基盤整備機構交付金の内数】

全国9か所にある中小企業大학교と地域本部において、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修等を実施する。2023年度においては、新たに、支援担当者に対する経営力再構築伴走支援に関する対面研修の追加や、経営者等に対するカーボンニュートラル等の新たな研修を実施する。

また、地域中小企業等からのアクセス改善に向けた「サテライト・ゼミ」等の実施や、豊富なメニューを揃えたウェブ活用型研修「WEBee Campus」の拡充、ケースメソッド型の高度実践プログラムを実施する。

4. 魅力ある職場づくりに向けた雇用管理の改善の支援【令和5年度当初予算：57.0億円】

人材確保等支援助成金において、引き続き、魅力ある職場づくりのため労働環境の向上等に取り組み、従業員の職場定着の促進等を図る中小企業等の方々の支援を行う。なお、本助成金においては、事業所における生産性向上の取組を支援するため生産性要件を導入していたが、2023年4月より、企業の付加価値の向上を労働者の賃上げとして還元し、更なる雇用の安定を実現するため、生産性要件を廃止する代わりに、新たに、雇用する従業員の賃上げに取り組んだ事業主に対して助成額の上乗せを行う「賃金要件」を導入する。

5. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）【令和5年度当初予算：9.5億円の内数】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会の不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域の求職者等を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を支給する。

6. 中途採用等支援助成金（UIJ ターンコース）【令和5年度当初予算：1.0億円の内数】

東京一極集中の是正を図るとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、地方公共団体がデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））を活用して実施する移住支援事業により移住した者を雇い入れた事業主に対して、その採用活動に要した経費の一部を助成する。

7. 地域活性化雇用創造プロジェクト【令和5年度当初予算：52.2億円の内数】

地域における良質な雇用の実現を図るため、地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策との連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域雇用を再生するため事業主

の業種転換や求職者のキャリアチェンジや、成長分野や人材不足分野における魅力ある雇用の確保や就職促進等に取り組む都道府県に対して支援を実施する。

8. 成長分野等への人材移動の促進【令和5年度当初予算：169.7億円】

労働移動支援助成金（再就職支援コース）により、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者（再就職援助計画対象者等）に対する再就職支援を民間職業紹介事業者への委託等により行う事業主に対して助成を行う。

また、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等の早期雇入れや当該労働者への訓練（OJTを含む。）を行った事業主に対する労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給を行うとともに、前職よりも賃金を5%以上上昇させた再就職に対して上乗せ助成を行う。

加えて、中途採用者の能力評価、賃金、待遇等の制度を整備した上で、中途採用率を拡大させた事業主に対して中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給を行い、このうち、45歳以上の中高年齢者の中途採用率を拡大させるとともに、当該中高年齢者の賃金を前職よりも5%以上上昇させた事業主に対して助成額の増額を行う。

9. 人材確保対策推進事業【令和5年度当初予算：43.6億円】

「人材確保対策コーナー」の拡充等を行い、人材不足分野におけるマッチング支援の強化を図る。

10. 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（地域戦略人材確保等実証事業）【令和5年度当初予算：7.7億円の内数】

地域における人材獲得・育成・定着のため、民間事業者等が複数の地域企業を束ね、地方自治体、金融機関等の地域の関係機関と連携しつつ、地域の企業群を一体として、将来の経営戦略実現を担う人材等の確保・域内でのキャリアステップの構築等を行う「地域の人事部」の取組を支援する。

11. 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度【令和5年度当初予算：3.1億円の内数】

若者の雇用管理が優良な中小企業について、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定」企業として認定し、中小企業の情報発信を後押しすることにより、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援する。

12. 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【令和5年度当初予算：215.4億円】

最低賃金・生産性向上による賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者への支援として、

① 全国の中小企業・小規模事業者を対象として、生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などに要した費用の一部を助成する「業務改善助成金」を実施する。

② 働き方改革に関する相談等にワンストップで対応するため、「働き方改革推進支援センター」を全国（47カ所）に設置し、無料の窓口相談・訪問コンサルティングを実施する。

③生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業の労働時間削減や賃上げに向けて生産性向上に資する取組を行った中小企業団体に対し、その取組に要した費用を助成する。

13. キャリアコンサルティングの普及促進

企業（人事管理・人材育成）、労働力需給調整機関（職業マッチング）、学校（キャリア教育）などにおいて、キャリアコンサルティングの普及を進める。また、2016年4月に国家資格化されたキャリアコンサルタントについて、引き続き養成と周知に取り組む。さらに、2020年度に運営開始したキャリア形成サポートセンターを拡充し、2023年度よりキャリア形成・学び直し支援センターを創設して、労働者等に対する学び直し支援を含めたキャリアコンサルティングの機会の提供とともに、企業に対するセルフ・キャリアドック（※）の導入を推進する。

（※）企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み、また、そのための企業内の「仕組み」。

14. 中小企業向け賃上げ促進税制【税制】

令和4年度税制改正において、一人一人の賃上げや雇用の確保、人的投資に積極的に取り組む中小企業等を促す観点から、「所得拡大促進税制」について、「中小企業向け賃上げ促進税制」と改称した上で、税額控除率を最大40%に大幅に引き上げるなどの拡充を行い、適用期限を令和5年度末までとした。具体的には、①雇用者給与等支給額を前年度より1.5%以上増加させた場合には、雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除できることとし、さらに、②雇用者給与等支給額を前年度より2.5%以上増加させた場合には税額控除率を15%加算、③教育訓練費を前年度より10%以上増加させた場合には税額控除率を10%加算できることとしており、引き続き措置を講ずる。

15.（再掲）起業家教育事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

16.（再掲）地域デジタル人材育成・確保推進事業【令和5年度当初予算：15億円の内数】

第2節 経営支援体制の強化

1. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【令和5年度当初予算：36.9億円】

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置する。また、よろず支援拠点や商工会・商工会議所等では解決困難な課題に対して、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援する。

さらに、補助金申請等で提出された情報について行政機関や支援機関で共有・活用できるようにして中小企業支援を活性化させていくため、中小企業庁が所管する補助金等の申請データを一元化するためのデータ分析基盤と各補助金等のシステムとのAPI連携を実施する。

2. 事業環境変化対応型支援事業【令和4年度補正予算：112.8億円】

新型コロナウイルス感染症拡大や、最低賃金引上げに加え、インボイス制度の導入やエネルギー価格の高騰等の事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者等への相談や各種支援施策の活用を促すべく、中小企業団体等と連携した支援体制の強化を実施する。

(1) 専門家等による事業者向け相談対応及び支援機関向け講習の実施

外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、支援機関に対する専門家派遣や指導員向けの講習、よろず支援拠点におけるコーディネーターの増員等を通じて、相談体制強化を図る。

(2) デジタル化診断事業

デジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」の運用を通じて、デジタル化による事業環境変化に伴う経営課題の解決を目指す中小企業・小規模事業者と、当該事業者の取組を支援する各種機関の双方への支援体制を強化する。

(3) 地域企業等のDX投資の加速に向けた支援及び環境整備の実施

①地域の主力産業が抱える課題に精通した産学官金の専門家による地域企業への課題分析・DX戦略策定・サイバーセキュリティ対策の伴走型支援等の取組体制を構築し、②多数の地域企業等が連携した実証プロジェクトを創出するとともに、③「DX認定」取得企業の申請データ分析・公表等を実施する。

3. ローカルベンチマークの活用促進

ローカルベンチマークを活用した企業の事業性評価に基づく、経営改善や生産性向上に向けた取組を引き続き推進する。具体的には、中小企業・小規模事業者支援施策との効果的な連携を検討するほか、各支援機関などのローカルベンチマーク活用に関する取組のフォローアップ等を行う。

4. (再掲) 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動(セミナー・相談会等)

5. (再掲) 中小企業連携組織支援対策推進事業【令和5年度当初予算：6.1億円】

6. (再掲) 小規模事業対策推進等事業【令和5年度当初予算：53.9億円】

第3節 経営安定対策

1. 社会環境の変化等における中小企業対策

中小企業への影響が大きい社会環境の変化等において、中小企業・小規模事業者に対して、関係機関に相談窓口を設置し中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する等、各種措置を講じる。

2. 燃料油価格激変緩和対策事業

(施策の目的)

- ・燃料油価格の激変緩和措置を講じることで、国際情勢等による原油価格高騰が国民生活や経済活動に与える悪影響を防ぎ、経済回復の妨げとならないことを目指す。

(施策の概要)

- ・原油価格高騰対策として、農業・漁業・運輸業等の業種別の対策等に加え、時限的・緊急避難的な燃料油価格激変緩和事業を行う。
- ・具体的には、ガソリン価格の全国平均が基準価格以上の場合、円建ての原油価格の変動による卸価格上昇分につき、ガソリン・軽油・灯油・重油（2022年4月28日からは航空機燃料も支援対象に追加）1リットルあたり最大で41.4円の支給をすることで、燃料油の卸価格抑制を通じて、200円以上となることが予測されたレギュラーガソリンの小売価格を170円程度に抑制した。
- ・2023年1月からは上限額を緩やかに調整して事業を実施している。

3. 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度を引き続き実施する。

4. 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」を設置し、本相談室において、経営安定に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等の支援を実施する。

5. ダンピング輸入品による被害の救済【令和5年度当初予算：16.8億円の内数】

公正な市場競争環境を確保するため、2023年度も、国内産業からの申請を受け、国際ルール及び国内法令に基づき公正かつ適切に調査を進めていく。また、企業等への説明会やWTO協定と整合的に調査を行うための調査研究を実施する。

第4節 財務基盤の強化

1. 法人税の軽減税率【税制】

中小企業の年間800万円以下の所得金額に対する法人税率を、19%から15%に引き下げる措置を講じる。なお、令和5年度税制改正において、その適用期限を2年延長することとされた。

2. 中小企業投資促進税制【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置を講じる。なお、令和5年度税制改正において、その適用期限を2年延長することとされた。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度【税制】

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に、全額損金算入することができる措置（通算法人及び従業員500人超の法人を除く）を講じる。

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

欠損金の繰越控除について、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度（繰越期間：10年間）の所得金額から控除することができる措置を講じる。また、欠損金の繰戻還付について、当期の事業年度に生じた欠損金を1年繰戻して法人税の還付を請求することができる措置を講じる。

5. 交際費等の損金不算入の特例措置【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（800万円）までの損金算入または②支出した接待飲食費の50%までの損金算入のいずれかを選択適用できる措置を講じる。

6. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施する。

第5節 人権啓発の促進

1. 人権教育・啓発活動支援事業【令和5年度当初予算：2.0億円】

健全な経済活動の振興を促進するため、事業者を対象とした人権啓発のためのセミナー等の啓発事業を実施する。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施する。加えて、北海道や東京等での展示・販売事業や、アイヌ民工芸品の木彫事業者等の技術の向上や新商品開発のための研修等の実施を支援する。

第6節 官公需対策

1. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための取組

(1) 「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知

毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、国等の中小企業者向け契約目標、中小企業者の受注機会の増大のために実施する措置等を閣議決定。また、同基本方針を周知徹底するため以下の取組を実施する。

①経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事に対し、文書により基本方針の趣旨を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。

②国等の地方支分部局、地方自治体等に対し、説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を開催する。

③基本方針をはじめとした国の施策や調達に関する取組事例などの情報共有を行い、国と地方自治体との連携方策を協議するための会議（都道府県中小企業者調達推進協議会）を開催する。

(2) 「官公需情報ポータルサイト」の運用

中小企業・小規模事業者が官公需に関する発注情報を入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営する。

第7節 資金繰り支援

1. 小規模事業者経営改善資金融資事業【財政投融資】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、株式会社日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う。

2. (再掲) 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融資】

3. セーフティネット貸付【財政投融資】

株式会社日本政策金融公庫が、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来たしている中小企業・小規模事業者等の資金繰りを支援する。

4. 資本性劣後ローンの推進【財政投融資】

株式会社日本政策金融公庫が、新事業展開や経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達の円滑化を図るため、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうける一括償還の資金（資本性資金）を供給することで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。

5. 株式会社日本政策金融公庫による設備投資の推進等【財政投融資】

株式会社日本政策金融公庫が、新事業やビジネスモデルの転換等、生産性向上を図るための設備投資について適用利率を引き下げることで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。

6. 沖縄の中小企業金融対策【財政投融資】

沖縄振興開発金融公庫を活用した沖縄の中小企業対策は、株式会社日本政策金融公庫が行う業務・取組について同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度を拡充する。

7. (再掲) 民間金融機関を通じた資金繰り支援(信用保証制度)

8. (再掲) 中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

9. (再掲) 中小企業活性化事業【令和5年度当初予算：157.0億円の内数】

10. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを実施する中小企業組合等に対して、都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となってその設備資金を長期・低利（又は無利子）で貸付ける。貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行う。

1.1. 金融行政における中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）することを通じて、企業に有益なアドバイスとファイナンスを行うよう促す。

第6章 災害からの復旧・復興、強靭化

第1節 資金繰り支援

1. 被災中小企業への資金繰り支援（政策金融）【財政投融資】

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、株式会社日本政策金融公庫において「東日本大震災復興特別貸付」を引き続き実施する。また、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、株式会社日本政策金融公庫において「令和2年7月豪雨特別貸付」を引き続き実施する。（継続）

2. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融資】

東日本大震災、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で利用できる株式会社日本政策金融公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施する。

3. 被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

信用保証協会においては、被災中小企業者による運転資金・設備資金などの必要な資金の借り入れに対して保証を行う。具体的には災害救助法が適用された自治体等において、当該災害の影響により売上高等が減少している被災中小企業者に対しては、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用する。激甚災害の指定を受けた災害についても、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証する災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業の再建に向けた資金繰りを支援する。

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）に対する長期・無利子の融資を行う。

第2節 二重債務問題対策

1. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援【令和5年度当初予算：5.9億円】

東日本大震災の被災各県における中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）の体制を拡充するかたちで2011年度に設置した総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」による中小企業者等の事業再生支援を引き続き実施する。

2. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再生に取り組む際に、再生計画策定支援等の期間中に発生する利子を補填することにより、早期の事業再生の実現を図る。

3. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策については、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々なサービス提供により、第1期復興・創生期間（令和3年3月末まで）の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。

第3節 工場等の復旧への支援

1. 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【令和5年度当初予算：27.1億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、中小企業等グループ作成する復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1／2、県が1／4を補助し、被災した中小企業等グループ等の施設の復旧等に対して支援を行う。

2. なりわい再建支援事業

令和2年7月豪雨に係る被災地域の経済・雇用の早期回復を図るため、復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、主に国が1／2、県が1／4を補助し、被災した中小企業等の施設の復旧等に対して支援を行う。

3. なりわい再建資金利子補給事業

令和2年7月豪雨の被災地域において、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助する、なりわい再建支援事業を措置し、当該事業を活用して復旧する事業者に対して、自己負担分の借入に係る利子補給を3年間実施することで、融資の実質無利子化を行う。

4. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小企業基盤整備機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行う。

5. 仮設施設整備事業・仮設施設有効活用等助成事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、中小企業基盤整備機構が仮設工場や仮設店舗等を整備し被災市町村あて譲渡を行い、当該市町村が被災事業者に原則無償で区画を貸し出す仮設施設整備事業を実施。また、2014年5月より仮設施設の本設化、移設、撤去に要する費用の仮設施設有効活用等助成事業を実施しており、2021年以降は福島県原災避難12市町村に限定し助成事業を実施。

6. 事業復興型雇用確保事業

被災地の深刻な人手不足による雇用のミスマッチに対応するため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。

第4節 防災・減災対策

1. 中小企業強靭化対策事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構の地域本部等に自然災害等の専門家を配置し、自然災害等に係る相談等にワンストップで対応する。中小企業に対し、自然災害に対する事前の取組を促進するため「事業継続力強化計画」等を普及啓発するためのシンポジウムやセミナー、計画策定を支援するための専門家派遣等を実施する。

2. 中小企業等経営強化法（事業継続力強化計画）

中小・小規模事業者が自然災害等に対する防災・減災の取組をまとめた「事業継続力強化計画」を認定し、認定を受けた事業者に対して金融支援や税制措置など計画を実行するための支援措置を講じる。

3. 中小企業防災・減災投資促進税制【税制】

中小企業等経営強化法における「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者が、当該計画に記載された、自家発電設備や止水板、及び感染症対策のためのサーモグラフィ装置等の防災・減災設備を取得し、事業の用に供した場合に、特別償却ができる措置を引き続き講じる。また、令和5年度税制改正により耐震装置の対象追加を行うと共に適用期限の延長を行う。

4. 社会環境対応施設整備基金（BCP融資）【財政投融資】

中小企業による、災害発生時の事業継続の観点から防災に資する設備等の整備を支援するもので、中小企業が策定したBCPや、国から認定を受けた事業継続力強化計画に基づき、防災・減災に資する施設等の整備を行うために必要な整備資金及び長期運転資金の貸付を行う。

5. 中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進

自然災害等による事業中断を最小限にとどめることを目的に、BCP（事業継続計画）の策定を促進することを目的に「中小企業BCP策定運用指針」を作成し、公表している。

6. 小規模事業者支援法による事業継続力強化支援計画の推進

小規模事業者支援法第5条に基づき、商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、事業継続力強化のための支援を行う計画を作成し、都道府県知事が認定する。

第5節 その他の対策

1. 災害発生時における中小企業向け初動対策

大規模災害発生時において、被災地域等の中小・小規模事業者に対して、関係機関に特別相談窓口を設置し被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する等、各種初動措置を講じる。

2. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施する。

3. 原子力災害対応雇用支援事業

原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体において、民間企業・NPO等への委託により、福島県の被災求職者の一時的な雇用・就業機会を創出した上で、人材育成を実施し生活の安定を図る。

4. 放射線量測定指導・助言事業【令和5年度当初予算：0.1億円】

避難指示区域等の見直しにより原子力災害被災企業の事業再開や企業立地の進展が見込まれることから、福島県内企業等からの要請に応じて、専門家チームを派遣するとともに、福島県内の事業所において、工業製品等の放射線量測定等に係る指導・助言を行うことで工業製品等に係る風評被害を払拭する。

5. 福島イノベーション・コスト構想 地域復興実用化開発等促進事業【令和5年度当初予算：51.9億円】

ロボット技術等の福島イノベーション・コスト構想の重点分野（＊）について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助する。

*廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の分野を言う。

また、スタートアップに対する優遇措置（加点措置）を新設し、スタートアップへの支援を強化する。

6. 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【156.3億円（基金）】

福島県の原子力被災12市町村の働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、被災事業者等の事業再開や創業に要する設備投資等の費用の一部を補助する。

7. 輸送等手段の確保支援事業【令和5年度当初予算：0.9億円】

福島県の原子力被災12市町村の被災事業者等に対して、衣・食・医等に関する生活関連商品等の提供や広域的な移動サービスの提供に必要となる輸送手段を確保する事業、企業活動に必要となる製品等を共同して輸送する事業に要する費用の一部を補助する。

8. 人材確保支援事業【令和5年度当初予算：5.3億円】

福島県の被災事業者等の人材不足を解消するため、人材コーディネーターが個々の人材ニーズを踏まえた適切な媒体による求人情報を発信し、人材確保支援を行う。

9. 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【令和5年度当初予算：5.4億円】

福島県の被災事業者等の販路開拓や新ビジネス創出等のため、企業間取引拡大に向けたマッチング等の支援を行う。

10. 福島相双復興官民合同チーム専門家支援事業【97.0 億円（基金）】

福島県の被災事業者等の事業・なりわいの再建、事業者の自立等を促進するため、官民合同チームが、被災事業者等の個々の事情に応じたきめ細かなコンサルティング支援を行う。

11. 地域の伝統・魅力等の発信支援事業【令和5年度当初予算：1.8億円】

福島県の伝統・魅力等を発信する民間団体等の支援及び有効な発信手段の選定、発信手段と親和性のあるコンテンツの制作、発信後の効果測定等の実施により、原子力被災12市町村を中心とした風評被害の払拭や交流人口増加による事業基盤の安定を目指す。

12. 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【令和5年度当初予算：140.9億円】

東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた浜通り地域等において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させる。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

第7章 業種別・分野別施策

第1節 中小農林水産関連企業対策

1. 中小農林水産事業者向け支援

(1) 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）【令和5年度当初予算：90.7億円の内数】

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援する。

(2) 地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業【令和5年度当初予算：1.2億円】

地域の農林水産物を有効活用するため、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が、それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置して、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築を支援する。

(3) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【639億円（融資枠）】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資する。

(4) 木材加工設備導入等利子助成支援事業【令和5年度当初予算：4.2億円の内数】

品質・性能の確かな木材製品を安定的に供給等するため、製材工場等が行う木材加工設備導入や山林の取得等に必要な借入金に対して利子助成を行う。

(5) 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策（うち木材加工流通施設等の整備）【令和5年度当初予算：97.6億円の内数】

木材産業の競争力を強化し、木材需要に的確に対応した安定的・効率的な木材製品の供給を行うための木材加工流通施設等整備の支援を行う。

(6) 強い農業づくり総合支援交付金による乳業再編整備等への支援【令和5年度当初予算：120.5億円の内数】

中小乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、乳業工場施設の新增設・廃棄等を支援する。

(7) マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業【令和5年度当初予算：23.6億円】

2030年5兆円目標の実現に向けて、戦略的な輸出拡大へのサポート、品目団体の輸出力強化、輸出体制の強化に向けた調査、輸出に取り組む優良事業者の表彰、日本食・食文化の魅力発信による日本產品の海外での需要拡大等を実施する。

(8) 輸出環境整備推進事業【令和5年度当初予算：15.8億円】

農林水産物・食品の更なる輸出拡大を図るため、農林水産物・食品輸出本部の下、畜水産物モニタリング検査、インポートトレランス申請、国際的認証取得などの輸出環境課題の解決に向けた取組等を支援する。

(9) 地理的表示保護・活用総合推進事業【令和5年度当初予算：1.1億円】

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品、輸出を指向する產品を含め多様な品目のGI登録申請拡大、GI產品の販路拡大等のための取組を支援するとともに、国内外におけるGI侵害事案等に対する対策を強化する。

(10) 水産加工業者向けワンストップ窓口の設置・運営

水産施策や中小企業施策等の各種支援策等が水産加工業者に適切に周知され、かつ有効に活用されるよう、関係道府県に設置したワンストップ窓口において水産加工業者の相談に適切に対応する。

(11) 水産バリューチェーン事業【令和5年度当初予算：5.5億円】

生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築を支援するとともに、加工原料の安定供給を図る取組や加工・流通業者等が加工原料を新たな魚種に転換する取組、産地の水産加工業の中核的人材育成等の取組等を支援する。

(12) 株式会社日本政策金融公庫による各種融資【財政投融資】

①特定農産加工業者の経営改善

②特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進

③食品等製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等

- ④食品の製造又は加工を営む者に対するHACCP導入等のための体制、施設、設備の整備等
 - ⑤水産加工業の体质強化
 - ⑥農業生産関連事業の事業再編等
 - ⑦農林水産物及び食品の輸出促進
- のために、農林水産事業者及び食品産業事業者に対して、融資を行う。

2. 研究開発等横断的分野等における支援

- (1) 「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出【令和5年度当初予算：35.1億円の内数】

農林水産・食品分野におけるイノベーションを創出するため、様々な分野の多様な知識・技術等を結集し、国が推進する重要政策の推進や、現場課題の解決に資する基礎研究及び実用的な技術開発研究を提案公募により実施する。また、農林水産・食品分野において新たなビジネスを創出するため、サービス事業体の創出や新たな技術開発・事業化を目指すスタートアップ等を支援する。

第2節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援

物流の省力化・効率化を図るため、物流総合効率化法により輸送機能と保管機能が連携した倉庫の整備や物流DX関連機器の導入を促進する。

また、脱炭素型自然冷媒機器や自立型ゼロエネルギー倉庫モデルの導入等を支援することにより、倉庫の低炭素化及び労働力不足対策等の取組を促進する。

さらに、災害時におけるサプライチェーンの維持等のため、非常用電源設備の導入を推進し、物流施設の災害対応能力の強化を図る。

2. 内航海運・国内旅客船事業対策【財政投融資】

鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度により、内航海運のグリーン化に資する船舶や離島航路の維持・活性化に資する船舶といった政策的意義の高い船舶の建造を促進する。

3. 中小造船業・舶用工業対策

- (1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組む。
- (2) 海事産業強化法に基づく、造船事業者の生産性向上や事業再編等に取り組む事業基盤強化計画の認定制度において、長期・低利融資（ツーステップローン）、事業再編に係る登録免許税の軽減、共有建造制度の優遇等の支援措置により造船業の事業基盤強化に取り組む。【財政投融資・税制】
- (3) 造船業・舶用工業全体の生産性向上を図るため、サプライチェーンにおける造船プロセスの最適化に資する実証事業に取り組む。【令和4年度補正予算：2.5億円の内数】
- (4) 中小企業等経営強化法に基づき、中小造船業・舶用工業の生産性向上を図るため、国土交通省が定めた「船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針」に沿って中小企業・小規模事業者が策定した経営力向上計画の認定を行い、税制措置等により設備投資等を促進する。【税制】
- (5) 产学研官で構成される地方協議会において、中小造船業・舶用工業の業界への理解熟成や関心

を高めるための取組を検討する。加えて、特定技能制度について、適正な制度運用を図る。【令和5年度当初予算：0.7億円の内数】

(6) 開発・設計、建造から運航・メンテナンスまでの船舶のライフサイクル全体を効率化する「DX造船所」へとビジネスモデルの転換を促すため、造船所における実証を実施する。【令和5年度当初予算：1.0億円の内数、令和4年度補正予算：0.5億円の内数】

第3節 中小建設・不動産業対策

1. 建設業における金融支援の実施

(1) 地域建設業経営強化融資制度の実施

元請建設企業の資金調達の円滑化を図るため、中小・中堅元請建設企業が工事請負代金債権を担保に、融資事業者(事業協同組合等)から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする「地域建設業経営強化融資制度」を引き続き実施する。なお、本制度では、融資事業者が融資を行うにあたって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことにより、融資資金の確保と調達金利の軽減を図っている。

(2) 下請債権保全支援事業の実施

下請建設企業等の債権保全や資金繰りの改善を図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保証または買取する「下請債権保全支援事業」を引き続き実施する。なお、本事業では、ファクタリング会社に対して一定の損失補償を実施し、下請建設企業等が負担する保証料（買取料）について助成を行っている。

2. 建設業の海外展開支援【令和5年度当初予算：0.7億円の内数】

我が国の中堅・中小建設企業の海外市場への進出を促進するため、海外へ事業展開する際に考慮すべき事項等をセミナーを通じて情報提供するとともに事業計画策定及び調査等の支援を実施する。また、海外訪問団を派遣し、対象国への技術の売り込みや現地関係者とのコネクション構築、現地高度人材の採用を支援する。さらに、海外現地大学やローカル企業との連携を目的とした建設技術セミナーや、JASMOC（中堅・中小建設業海外展開推進協議会）のアドバイザー等、専門家による海外展開セミナーを複数回実施する。

3. 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施する。

4. 地域型住宅グリーン化事業【令和5年度当初予算：279.2億円の内数】

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの関連事業者からなるグループによる、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅（ZEH等）の整備等に対して支援を行う。

5. 大工技能者等の担い手確保・育成事業【令和5年度当初予算：279.2億円の内数】

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅の生産体制の整備を図るために、中小工務店等のDX推進による労働環境向上を図る取組を含め、民間団体等が行う大工技能

者等の確保・育成の取組に対して支援する。

第4節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生営業対策【令和5年度当初予算：11.6億円】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合及び連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施する。また、委託事業として、生活衛生関係営業のデジタル化を推進するため、生活衛生関係営業者に対する個別相談・講習、地域相談員に対する研修・スーパーバイズ、ガイドライン・マニュアルの改訂等を実施する。

2. 生活衛生関係営業に関する貸付【令和5年度当初予算：30.2億円の内数】

生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図るため、株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資により生活衛生関係営業者への資金繰り支援を行う。2023年度は、生活衛生関係営業者に対する事業承継向け融資制度を拡充（生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金について、貸付対象者である事業承継計画を策定する場合の現経営者の年齢要件を緩和）するとともに、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、業況悪化を来している生活衛生関係営業者への資金繰り支援を行うなど、引き続き、生活衛生関係営業者の資金需要に適切に対応する。

第8章 その他の中小企業施策

第1節 環境・エネルギー対策

1. 国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（J-クレジット制度）

経済と環境の好循環の実現を図るため、引き続き、中小企業等への支援や需要開拓を行い、J-クレジット制度の普及を促進する。

2. 環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関連)

中小企業・小規模事業者における大気汚染防止・水質汚濁防止等の公害防止対策を促進するため、公害防止設備の導入等に対して株式会社日本政策金融公庫による融資を引き続き実施する。

3. 公害防止税制【税制】

中小企業・小規模事業者等における公害防止への取組を支援するため、公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置を引き続き実施する。

4. カーボンニュートラルに向けた自動車部品サプライヤー事業転換支援事業【令和5年度当初予算：6.0億円】

自動車の電動化進展で課題を抱える中堅・中小部品サプライヤーの業態転換等の実現に向け、電動車部品の実物を用いた実地研修や専門家派遣等の支援を講じる。2023年度は、自動車産業集積地域に支援拠点を新設するなど支援体制を強化する。

5. 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 【令和5年度当初予算：260.6億円】

工場・事業場におけるエネルギー消費効率の改善を促すため、省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備や生産設備、先進的な省エネ設備等の導入等を行う事業者に対する支援を行う。

6. 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金【令和4年度補正予算：250.0億円】

工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、非化石エネルギーへの転換にも資する先進的な省エネ設備・機器の導入等を行う事業者に対して支援を行う。

7. 省エネルギー投資促進支援事業費補助金【令和4年度補正予算：250.0億円】

工場・事業場における省エネ性能の優れたユーティリティ設備や生産設備等への更新を行う事業者に対して支援を行う。

8. 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金【令和5年度当初予算：13.3億円】

新設・既設事業所における省エネ設備の新設・増設等を行う際、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、融資に係る利子補給を行う。

9. 中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金【令和5年度当初予算：8.0億円】

エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業を通じて、中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、AI や IoT 等を活用した運用改善や再エネ導入等の提案や、診断事例の横展開、関連セミナーへの講師派遣を行う。

また、地域のエネルギー利用最適化取組支援事業を通じて、省エネや再エネ導入に関する相談拠点となるプラットフォームを地域毎に構築するとともに、相談に係る窓口や支援施策などをポータルサイトに公開する。

10. 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金【令和4年度補正予算：18.0億円】

エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等の提案に係る経費及び専門人材育成に係る経費を支援する。

11. 環境・エネルギー対策資金(非化石エネルギー関連)【財政投融資】

中小企業による再生可能エネルギーの利用を促進するため、引き続き、株式会社日本政策金融公庫による融資を実施する。

12. 環境・エネルギー対策資金(省エネ設備関連)

中小企業における省エネルギーの促進をするため、引き続き、株式会社日本政策金融公庫による融資を実施する。

13. 株式会社脱炭素化支援機構による資金供給【財政投融資】

脱炭素化に資する事業の加速化を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）の改正が行われ、2022年10月に株式会社脱炭素化支援機構が設立された。脱炭素化支援機構は、脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融資（リスクマネー供給）を行い、

脱炭素に必要な資金の流れを太く、速くし、経済社会の発展や地方創生、知見の集積や人材育成など、新たな価値の創造に貢献する。

14. 脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業【令和5年度当初予算：13.3億円】

多額の初期投資費用（頭金）の負担が困難な中小企業等が設備投資を行う際、頭金を必要としないリースという金融手法の活用が有効であるところ、本事業によって総リース料の一部を補助することで脱炭素機器の導入を促進する。加えて、リース会社自身のESGの取組拡大及びサプライチェーン全体での面的な脱炭素化の取組促進を図る。

15. エコアクション21【令和5年度当初予算：1.2億円の内数】

環境経営を切り口とした企業価値向上を図る中小事業者、サプライチェーンの再構築をはかる大手企業などに向け、バリューチェーンでエコアクション21等の環境マネジメントシステムの普及を図る。

16. 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業【令和5年度当初予算：14.0億円の内数】

地域金融機関、商工会議所等の経済団体など（支援機関）の人材が、中小企業を支援する支援人材となるための説明ツールの提供やセミナー等開催による育成、人材バンクの活用を含めた専門機関とのマッチング支援を行う。また、金融機関等から中小企業への助言ができるよう、脱炭素化支援に関する資格の認定制度を検討していく。

17. 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）【令和5年度当初予算：36.9億円 令和4年度補正予算：40億円】

2030年度削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。特に、中小企業等に対して、CO₂削減目標・計画の策定を支援するとともに、CO₂削減量に応じた省CO₂型設備等の導入を加速する。

18. 環境・エネルギー対策資金（グリーントランスフォーメーション関連）【財政投融資】

温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーション（GX）に取り組む中小・小規模事業者を支援するため、新たに株式会社日本政策金融公庫によるGX関連融資を実施する。

19. 中小企業基盤整備機構におけるカーボンニュートラル関連事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構の本部及び地域本部にカーボンニュートラル相談窓口を設置し、カーボンニュートラルに関する相談受付や伴走支援を実施する。また、中小企業大学校においてカーボンニュートラルに関する研修メニューを追加し、中小企業や支援機関の人材育成も行う。

20. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制【税制】

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、きめ細やかな事業適応計画の申請支援を引き続き行い、より多くの企業に活用頂くことで企業の脱炭素化に向けた取組を後押しする。

第2節 知的財産活動の促進

1. 中小企業向けの特許料等の軽減

全ての中小企業を対象に、審査請求料、特許料（第1年分～第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1／2に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の1／2に相当する額を交付する措置を引き続き実施する。また、中小ベンチャー企業・小規模企業に対しては、審査請求料、特許料（第1年分から第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1／3に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の2／3に相当する額を交付する措置を引き続き実施する。なお、国際出願手数料や取扱手数料については、2024年1月1日以降に受理する国際出願及び国際予備審査請求より、手続時に、中小企業であれば1／2、中小ベンチャー企業・小規模企業であれば1／3に相当する額で納付することが可能となる。

2. 早期審査・早期審理制度

特許について、出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審理を受けられるよう早期審査・早期審理を実施する。また、外国特許庁にも出願している特許出願や、ベンチャー企業の特許出願について、「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより、原則1か月以内に1次審査結果を通知できる（「スーパー早期審査」）運用を引き続き実施する。意匠・商標についても早期審査・早期審理の要件を満たせば、早期に審査又は審理を受けられるよう早期審査・早期審理を実施する。

3. 出張面接・オンライン面接【令和5年度当初予算：0.4億円】

特許・意匠について、中小・ベンチャー企業等への支援を目的として、全国各地の面接会場において審査官・審判官が出張面接を実施するとともに、特許・意匠・商標について、インターネット回線を利用し出願人自身のPCから参加できるオンライン面接を実施する。また、INPIT 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）においても、審査官・審判官による出張面接、オンライン面接を実施する。

4. 特許情報の提供

国内外の特許情報をインターネット上で、無料で検索・照会できる下記サービスの提供を実施する。①2022年度に引き続き、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を通じて、特許・実用新案・意匠・商標の公報や審査経過情報を検索・照会できるサービスを提供するとともに、リーガルステータスの表示等更なる改良を実施する。②2022年度に引き続き、「外国特許情報サービス（FOPISER）」を通じて、ASEAN等の日本企業の進出が著しい諸外国の特許情報を検索・照会できるサービスを提供する。

5. 特許戦略ポータルサイト【令和5年度当初予算：0.1億円】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトにおいて、申し込みのあった出願人に対し、直近10年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供する。

6. 知的財産権制度に関する普及

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、[1]知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向け説明会、[2]特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け説明会に係る動画コンテンツのオンライン配信を行う。

7. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供(知財総合支援窓口)【INPIT 交付金の内数】

中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、各都道府県に「知財総合支援窓口」を設置している。

知財総合支援窓口では、支援担当者が、アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題等に対し、弁理士や弁護士、デザイナー、中小企業診断士などの専門家と協働して、「知的財産」の側面から効率的・網羅的に解決を図るほか、職務発明・営業秘密などの知財管理や、地理的表示保護制度(GI)等の農業分野の知財、知財・標準化戦略等の様々な経営相談にも、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関と連携しつつ、対応する。

8. 営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備(「営業秘密・知財戦略相談窓口」)【INPIT 運営費交付金の内数】

「営業秘密・知財戦略相談窓口」において、知財総合支援窓口とも連携し、主に中小企業を対象として、企業の持つ技術を特許として権利化するか営業秘密として秘匿化するかの技術上のオープン・クローズ戦略や、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理等に関する相談に専門家が対応しており、引き続き継続していく。特に営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバーアタックについて、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構(IPA)等との連携等を行っていく。加えて、地方自治体や中小企業支援機関が主催するセミナーへの講師派遣、eラーニングコンテンツ等による普及・啓発活動を引き続き実施し、本相談窓口の周知を通じて中小企業による活用を促進していく。

9. 知財金融促進事業(中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業)【令和5年度当初予算：1.3億円】

中小企業の知財を活用した経営を支援するため、金融機関に対し、中小企業の知財と事業との関係性を調査会社等が評価した「知財ビジネス評価書」や、評価書の内容を基に金融機関と専門家等が提案内容を検討し取りまとめた「知財ビジネス提案書」の提供を行うことで、金融機関が知財の観点を取り入れて事業性評価を行えるよう促し、知財に着目した融資や経営支援につなげる取組みを行う。

10. 中小企業知的財産支援事業【令和5年度当初予算：0.9億円】

産業支援機関等による先導的・先進的な知財支援の取組を地域に定着させることを通じて、中小企業等の知財保護・活用を促進するため、当該取組に対し、経済産業局等を通じて必要な経費を助成する。

1 1. 新興国等知財情報データバンク【INPIT 運営費交付金の内数】

工業所有権情報・研修館（INPIT）が運用するウェブサイト上で、新興国等でのビジネスに関する我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、新興国等における出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供する。

1 2. 海外知的財産プロデューサー派遣事業【INPIT 運営費交付金の内数】

海外における事業展開を知的財産リスクマネジメント及び知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対し、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を工業所有権情報・研修館（INPIT）から派遣する。

1 3. 中小企業等外国出願支援事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）【令和5年度当初予算：8.0億円の内数】

中小企業等による外国出願を支援するため、JETRO や都道府県中小企業支援センター等を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対し、外国への出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成する。

1 4. 中小企業等外国出願中間手続支援事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）【令和5年度当初予算：8.0億円の内数】

中小企業の外国出願の権利化を一層手厚く支援するため、JETRO を通じて、外国出願の審査請求・中間応答に係る費用（外国特許庁への手数料、翻訳費用、審査請求・拒絶理由への応答に要する国内代理人・現地代理人費用）の一部を助成する。

1 5. 中小企業等海外侵害対策支援事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）【令和5年度当初予算：8.0億円の内数】

中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、JETRO を通じて、模倣品に関する調査や模倣品業者に対する警告・行政摘発手続に要する費用を助成する。また、海外で現地企業等から知財権侵害で訴えられた場合の弁護士等への相談費用や訴訟に要する費用、冒認商標無効・取消係争の実施に要する費用についても助成する。

1 6. 海外知財訴訟保険事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）【令和5年度当初予算：8.0億円の内数】

中小企業等が海外において知財訴訟に巻き込まれた際の対抗措置をとることができるようにするため、中小企業等を会員とした全国規模の団体を運営主体として、知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟保険を実施する。中小企業等を会員とする全国規模の団体に補助金を交付し、海外知財訴訟保険の掛金の 1／2（継続して 2 年目以降も本補助金の対象となる場合は 1／3）を助成し掛金負担を軽減することで、中小企業の加入を促進する。

1 7. 中小企業等アウトリーチ事業（営業秘密漏えい対策）【令和5年度当初予算：16.8億円の内数】

中小企業の海外での意図しない営業秘密・技術流出防止を目指すべく、在外日系企業を主なターゲットにすえて、現地専門家によるハンズオン支援（研修、管理状況・労働契約書の改善案の作成、フォローアップ）と情報提供活動（営業秘密の管理・保護に向けたマニュアルの作成・啓発）を引き続き実施するとともに、営業秘密管理に関するセミナーを海外で実施し、営業秘密の管理体制の構築を支援する。

1.8. 技術情報管理認証制度【令和5年度当初予算：16.8億円の内数】

（産業競争力強化法に基づき、自社の持つ技術情報やノウハウ等の管理体制について、事業者が国が認定した認証機関から認証を受けることができる）「技術情報管理認証制度」について、情報セキュリティに関する環境変化等を踏まえ、事業者が取り組むべき対策を整理し、認証取得のための基準の改正を検討する。また、技術情報の漏えい防止の取組を新たに始める事業者を対象とした自己チェックリストの普及、技術情報管理体制の構築に向けた支援等を行う専門家の派遣事業を実施する。

第3節 標準化の促進

1. 中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

中堅・中小企業等による標準の戦略的活用に向け、引き続き支援を行っていく。

第4節 調査・広報の推進その他の施策

1. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成するほか、「ミラサポ plus」を通じた情報発信等により、広く普及・広報を実施する。

（1）冊子等の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として200以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」やチラシ等を作成し、電子媒体を中小企業庁HPに掲載するとともに、必要に応じ、中小企業支援機関等に配布する。

（2）インターネットを活用した広報

①ホームページによる広報：中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表する。

②メールマガジン：中小企業支援機関等と連携し、補助金等の支援施策情報、地域情報、調査・研究レポート、イベント等の情報をメールマガジン登録者に毎週配信する。

（3）ミラサポ plus

ミラサポ plus を通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例等を分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届ける。

2. 中小企業白書/小規模企業白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第11条の規定に基づく年次報告等（2023年版中小企業白書）を作成する。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模企業振興基本法第12条の規定に基づく年次報告等（2023年版小規模企業白書）を作成する。

3. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第10条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施する。

4. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向について、四半期ごとに独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業景況調査の公表を行う。

5. 給付金等事業不正対応等事業【令和5年度当初予算：9.5億円】

持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金および事業復活支援金に係る不正受給に関する調査、警察への捜査協力への対応等により、不正受給者に係る債権について、国の債権の管理等に関する法律に基づき、適切に管理および回収を行う。